

令和 2 (2020) 年度

独立行政法人日本学術振興会

年度計画

令和 2 年 3 月 30 日

目 次

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	1
1 総合的事項	1
2 世界レベルの多様な知の創造	2
3 知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成	5
4 大学等の強みを生かした教育研究機能の強化	9
5 強固な国際研究基盤の構築	11
6 総合的な学術情報分析基盤の構築	12
7 横断的事項	13
II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	16
III 予算、収支計画及び資金計画	17
IV 短期借入金の限度額	17
V 重要な財産の処分等に関する計画	17
VI 剰余金の使途	17
VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項	17
別紙	20

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第三十一条の規定により、平成30年3月30日付け29文科政第97号で認可を受けた独立行政法人日本学術振興会の中期目標を達成するための計画（中期計画）に基づき、令和2（2020）年度の業務運営に関する計画を次のとおり定める。

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 総合的事項

（1）研究者等の意見を取り入れた業務運営

学術研究を実際に行う研究者を含めた各界の学識経験者から成る評議員会を令和2（2020）年度中に2回開催する。評議員会では、年度計画、予算案等の重要事項や各事業の実施状況を審議することにより、学術研究の特性を踏まえ、研究者の意見を取り入れた業務運営を図る。

また、学術研究に対する特に高い見識を有する学識経験者を学術顧問に委嘱し、振興会の業務に関する特定の事項について、専門的な助言を求める。

（2）第一線級の研究者の配置による審査・評価機能の強化

学術システム研究センターに第一線級の研究者を所長、副所長、主任研究員及び専門研究員として配置することにより、人文学、社会科学から自然科学に至る全ての学問領域をカバーする体制を整備する。その上で、学術振興策や学術動向に関する調査・研究、事業における審査・評価業務、業務全般に対する提案・助言等を行う。

重要でかつ継続的に審議が必要な課題に対し、必要に応じてワーキンググループやタスクフォースを設置し、機動的に対応する。特に、新たな課題への提案・助言を機動的な運営体制の下で行うよう努めるとともに、各種事業への提案・助言が適切に行われたかについて、運営委員会において意見を得る。

さらに、事業における審査・評価等のプロセス等を含め、同センターの活動について分かりやすく積極的な情報発信を行う。

（3）学術研究の多様性の確保等

各事業において多様な分野、研究機関等を支援対象とすることを募集の段階から周知するとともに多様な審査委員を確保し、学術研究の現代的要請である挑戦性、総合性、融合性及び国際性の観点を踏まえた支援を行うとともに、我が国として途絶えさせてはならない学問分野の継承に配慮する。令和2（2020）年度中に開催する評議員会において、各事業の実施状況を審議し、学術研究の多様性や挑戦性等が確保されているか確認する。

加えて、振興会の諸事業における女性研究者の参画や支援について、「独立行政法人日本学術振興会の事業に係る男女共同参画推進基本指針」に基づき、必要な改善方策を検討・実施するとともに、その進捗状況について男女共同参画推進委員会において確認を行う。

2 世界レベルの多様な知の創造

(1) 科学研究費助成事業の充実・強化に資する取組の推進

科学研究費助成事業（科研費事業）については、科学研究費補助金事業及び学術研究助成基金事業により実施する。事業の実施に当たっては、文部科学省が定める基本的考え方・役割分担に基づき、以下により、滞りなく確実に実施する。また、文部科学省が公募・審査業務を行っている新学術領域研究を見直して創設された学術変革領域研究について、文部科学省との連携の下、公募・審査業務の振興会への移管に向けた体制整備を順次行う。さらに、文部科学省科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会等における審議状況を踏まえつつ、科研費制度の改善・充実について、文部科学省との連携の下、必要な検討を行う。

① 審査・評価の充実

学術システム研究センター等の機能を活用して以下の業務を実施し、科学研究費委員会において、その公正性、透明性についての意見を得る。

(i) 審査業務

- ・文部科学省科学技術・学術審議会が示す「審査の基本的考え方」を踏まえ、学術研究に対する高い識見を有する者で構成する科学研究費委員会において、科研費事業の審査方針等を決定し、審査を行う。
- ・審査委員については、専門的見地から、より適切な審査委員を選考するため、学術システム研究センターの機能を活用して選考を行う。また、審査委員の選考に当たっては、研究分野の事情も考慮に入れつつ、若手・中堅層（49歳以下）の研究者を基盤研究（B）、（C）及び若手研究といった研究種目の審査委員として積極的に登用していくとともに、審査終了後に検証を行い、審査委員の選考や審査体制の改善につなげる。
- ・新たな審査システムについて、幹事説明会や審査の手引等を通じて審査委員の理解向上を図る。また、新たな審査システムのさらなる改善を行うため、審査委員に対するアンケートや審査会での意見交換等を通じて課題等の把握に努めるとともに、審査委員の負担軽減に向けた検討を行う。

(ii) 評価業務

- ・特別推進研究及び基盤研究（S）については研究進捗評価及び中間評価、研究成果公開促進費（国際情報発信強化）については中間評価を実施する。またその評価結果については、ホームページにおいて広く公開する。

② 助成業務の円滑な実施

(i) 募集業務（公募）

- ・公募に当たっては、科学研究費委員会において 決定した審査方針等について、研究者等が応募前に確認できるよう広く公表・説明等を行い、研究計画調書の様式や公募要領を研究者等が迅速に入手できるようにする（外国人研究者の利便性向上を図るための英語版の公募要領等の作成を含む）。
- ・研究機関からの要望に応じて、全国各地で説明会を行い、制度の改善等に係る正

しい理解の促進を図る。

(ii) 交付業務

- ・科学研究費委員会の審査結果及び文部科学省からの通知に基づき、研究費が有効に活用されるよう令和2（2020）年度課題に係る交付業務を迅速に行う。
- ・採否に関する通知は、ヒアリング審査等の実施が必要な研究課題を除き、4月上旬までに行う。
- ・研究費の交付に当たっては、研究費の前倒し使用や次年度使用を活用し、研究計画等の進捗状況に応じた弾力的な運用を行う。
- ・令和元（2019）年度に補助事業期間が終了する課題に係る額の確定、並びに令和2（2020）年度に継続する基金事業の課題に係る状況の確認及び国庫債務負担行為を適用している特別推進研究の課題に係る額の確認を行う。
- ・挑戦的研究（開拓）の基金化に伴う手続きの変更点について研究者に周知するとともに、円滑に研究を開始できるよう交付業務を迅速に行う。

(iii) 学術研究助成基金の管理及び運用

- ・基金管理委員会において定めた運用方式に基づき、流動性の確保と収益の向上に努めつつ、安全かつ安定的な基金の運用を行う。

③ 研究成果の適切な把握

(i) 研究成果の把握・公表

令和2（2020）年度に受理した研究実施状況報告書、研究実績報告書の研究実績の概要等、及び研究成果報告書を科学研究費助成事業データベース（KAKEN）に速やかに公開し、学術的・社会的意義について国民に分かりやすい形での情報提供に努める。また、公開情報の充実のため、採択課題における研究の概要に加え、一部の研究種目については審査結果の所見を公開するなど、引き続き科学研究費助成事業データベース（KAKEN）の運用を行う。

(ii) 広報誌等

科研費による研究成果を紹介した「科研費 研究成果トピックス」、研究費の規模が大きい研究課題の概要を記した「我が国における学術研究課題の最前線」等、最近の科研費による研究成果をホームページ等に公開し、科研費の情報発信・広報普及活動を積極的に行う。

（2）研究の国際化と国際的な共同研究等の推進

我が国の研究水準の向上や国際競争力の強化を一層進めるため、以下の取組を行い、国際的な共同研究等を総合的に推進する。

① 諸外国との二国間交流の支援

諸外国の学術振興機関との協定等に基づき、共同研究やセミナーの開催、研究者交流を支援する。加えて、多様な国との交流ニーズに応えるため、国交のある全ての国・地域を対象としたオープンパートナーシップ共同研究・セミナーを支援する。令和2（2020）年度からはオープンパートナーシップセミナーに「大学間連携枠」を設け、大学コンソーシアム等による組織的な取組を支援する。これらについて、

各国の研究水準・研究ニーズや外交的観点等、学術に関する国際交流の必要性に配慮しつつ、円滑に実施する。

また、大学院教育の国際化及び博士課程における若手研究者の育成のため、ドイツ研究振興協会（DFG）と協力し、日独の大学が大学院における教育研究を共同で行う日独共同大学院プログラムを実施する。

② 国際的な共同研究の推進

海外の学術振興機関との連携の下、我が国の大学等の優れた研究者が海外の研究者と協力して行う国際共同研究事業を実施する。令和2（2020）年度は、欧州等4か国の学術振興機関との連携により社会科学分野における国際共同研究プログラムの審査を実施するほか、スイス科学財団（SNSF）とリードエージェンシー方式の導入に向けた協議を行う。

科研費事業のうち国際共同研究加速基金においては、他の科研費同様に文部科学省が定める基本的考え方・分担に基づき、国際的な学術研究を支援する。

若手研究者が真に国際的な視野を持つリーダーとして活躍できるよう、志を同じくした研究者との交流や相互連携の強化を図る機会としてJSPS-LEADSNET（リーズネット）事業研究交流会を開催する。

③ 研究交流拠点の形成支援

先端的又は地域共通課題の解決に資する研究分野において、世界的水準又は地域における中核的な研究交流拠点の構築を図る研究拠点形成事業を実施する。また、日中韓の学術振興機関との協定等に基づき、アジアにおける世界的水準の研究拠点の構築を図る日中韓フォーサイト事業を実施する。

これらの事業の実施に当たっては、国際事業委員会等において、審査の公正性・透明性を確保し、厳正な審査を行う。

（3）学術の応用に関する研究等の実施

課題設定による先導的人文学・社会科学研究推進事業において、平成24年7月の文部科学省科学技術・学術審議会学術分科会報告「リスク社会の克服と知的社会の成熟に向けた人文学及び社会科学の振興について」を踏まえ、「領域開拓プログラム」、「実社会対応プログラム」及び「グローバル展開プログラム」による共同研究を推進し、先導的な人文学・社会科学研究を推進する。

令和2（2020）年度は、令和元（2019）年度までに採択された「領域開拓プログラム」、「実社会対応プログラム」及び「グローバル展開プログラム」の研究テーマのフォローアップを行う。また、平成29（2017）年度に採択された「領域開拓プログラム」の研究評価を行い、評価結果に基づき研究期間の延長の可否を決定するとともに、同プログラムの新規課題の設定に当たっては、様々な学術的・社会的要請に応える課題を設定するために、有識者からの意見聴取等を行う。加えて、人文学・社会科学の特性を踏まえた本事業における評価の在り方について検討の上、取りまとめを行う。ブ

ログラムの実施に当たっては、透明性・信頼性の確保及び適切かつ円滑な運営を図るとともに、情報の公開に努める。さらに、研究成果についてシンポジウムの開催等により情報発信を行う。

人文学・社会科学データインフラストラクチャー構築推進事業の実施に当たっては、委員会を設置し事業の適切かつ円滑な運営を図り、併せて連絡協議会を開催し、振興会、拠点機関及び国立情報学研究所の三者間の連携と協議を実施する。また、総合データカタログの試験運用を開始するとともに、オンライン分析システムの開発に向けた取組を進める。あわせて、データ寄託を円滑に推進するために社会科学分野を対象とした共通ガイドライン（手引き）を策定するとともに、人文学分野を対象として共通ガイドライン（手引き）の策定に向けた取組を進める。これらの実施により、データ利活用システムの構築に向けて取り組む。

3 知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成

（1）自立して研究に専念できる環境の確保

大学院博士課程（後期）学生又は博士の学位を有する者等で優れた研究能力を有し、我が国の大学その他の研究機関で研究に専念する若手研究者を「特別研究員-DC」「特別研究員-PD」として採用し、研究奨励金を支給する。また、世界最高水準の研究能力を有する若手研究者を養成・確保するため、PD採用者のうち、特に優れた者を「特別研究員-SPD」として採用し、研究奨励金を支給する。加えて、我が国の将来の研究を担う優れた若手研究者を養成する観点から、PDまたはSPD採用者のうち国際コミュニティの中核に位置する大学その他の研究機関で研究に専念する者を「特別研究員-CPD（国際競争力強化研究員）」に採用し、研究奨励金を支給する。

学術研究分野における男女共同参画を推進する観点も踏まえ、出産・育児により研究を中断し、研究現場復帰を希望する優れた若手研究者を「特別研究員-RPD」として採用し、研究奨励金を支給する。特別研究員の出産・育児に伴う採用の中断及び延長の取扱いを実施する。また、出産育児による中断期間中も短時間の研究を行うことで、中断後の研究の再開が円滑に図れるよう、中断期間中に研究奨励金の半額を支給する取扱いを実施する。

① 審査の適切な実施

審査の独立性を確保する観点から、我が国的第一線の研究者を審査委員とする「特別研究員等審査会」を設置し、審査方針に基づき、書面審査に加え面接審査を効果的に活用して審査を実施する。

若手研究者の挑戦性・創造性に富んだ研究を促すよう、平成30（2018）年度より導入した審査区分の下、若手研究者の主体性を重視し、目的や対象者層に応じた審査方針等を整備するとともに、審査基準及び評価方法の審査委員への周知、面接審査における複数の審査委員による合議等により、公正かつ精度の高い審査を実施する。また、審査の透明性を確保する観点から、審査方針等をホームページ等で公開する。

審査委員の選考について、専門的見地から、より適切な審査委員を選考するため、学術システム研究センターが候補者名簿案を作成する。

書面審査の不採択者に対し、その詳細な評価結果を開示する。

② 事業の評価と改善

特別研究員採用期間終了後の進路状況等の調査を行い、研究奨励金支給の効果等について確認する。また、調査結果をホームページ等で国民に分かりやすい形で公表する。

特別研究員等審査会の審査結果について、学術システム研究センターの機能を活用しつつ検証を行い、審査委員の選考や審査体制等の改善に反映させる。

「特別研究員-SPD」については、研究の進捗状況等について評価を行い、その結果を本人に通知する。

事業趣旨に留意しながら、若手研究者の実態等を踏まえつつ、必要に応じて事業内容の検討・見直しを行う。改善・見直し内容については十分な周知期間、経過措置を講じた上で、募集要項等に反映させ、ホームページへの掲載、説明会の開催等を行い、広く周知する。また、採用者への支援に関する調査、採用者受入先への研究活動に関する調査を実施し、それぞれ80%程度の肯定的評価を得る。

③ 募集・採用業務の円滑な実施

研究奨励金については、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金との重複受給を防止するため、募集要項等に重複受給を禁ずる旨を掲載するとともに、採用内定者情報を同機構に提供し、重複チェック等を行う。

特別研究員事業等についての説明会を開催し、事業内容等の周知を図る。

(2) 国際舞台で活躍する研究者の養成

国際舞台で活躍できる世界レベルの研究者を育成するため、若手研究者を海外に派遣する取組を計画的・継続的に実施する。

また、国内の大学等研究機関における研究環境の国際化を支援するため、様々なキャリアステージにある優れた外国人研究者を招へいする。

各種事業における選考審査は、特別研究員等審査会等において、審査の独立性、公正性、透明性を確保しつつ、厳正に実施する。

① 若手研究者の海外派遣

(i) 海外特別研究員

海外の大学等研究機関に優れた若手研究者を派遣する海外特別研究員事業に係る募集・審査・採用業務を円滑に実施する。

また、学術研究分野における男女共同参画を推進する観点を踏まえ、結婚・出産・育児・看護・介護のライフイベントによる研究中断等を経た優れた若手研究者を海外の大学等研究機関に派遣する海外特別研究員-RRA事業に係る募集・審査・採用業務を円滑に実施する。

両事業については、採用期間終了後の就職状況調査を行い、調査結果をホームページ等で国民に分かりやすい形で公表する。また、採用者への支援に関する調査、採用者受入先への研究活動に関する調査を実施し、それぞれ80%程度の肯定

的評価を得る。

(ii) 若手研究者海外挑戦プログラム

海外という新たな環境へ挑戦する優秀な博士後期課程学生を海外の大学等研究機関に派遣する「若手研究者海外挑戦プログラム」に係る募集・審査・採用業務を円滑に実施する。

申請希望者の多様なニーズに応えるため、引き続き年2回の募集を着実に実施する。

また、募集に係る広報活動を積極的に実施する。

(iii) 國際的な活躍が期待できる研究者の育成事業

頭脳循環により優れた研究者の育成を図るため、「国際的な活躍が期待できる研究者の育成事業」において、終了した事業の事後評価を行うとともに、前年度に交付した補助金について、補助事業者から提出される実績報告書の確認や、必要に応じて行う現地調査等により、額の確定を行う。

報告書等については、ホームページを通じて広く公開する。

② 外国人研究者の招へい

(i) 外国人研究者招へい事業

様々なキャリアステージにある優れた外国人研究者を招へいするための事業を実施する。

「外国人特別研究員」では、多様な国からの若手研究者の招へいを着実に図る。とりわけ、海外対応機関との連携及び海外研究連絡センターを通じた積極的な広報活動等を通じて、優秀な若手研究者の確保に努める。

「外国人招へい研究者」では、優れた研究業績を有する外国人研究者を招へいし、共同研究、討議や意見交換、講演等の機会を与える。

(ii) 論文博士号取得希望者への支援事業

論文提出により我が国の博士号取得を希望するアジア・アフリカ諸国等の若手研究者を支援する事業を実施する。

(iii) 招へい研究者への交流支援

長期に来日する研究員に対しては、我が国での研究生活を円滑に開始するためのオリエンテーションを来日直後に実施し、日本語研修支援等を行い、日常生活面においても支援する。

さらに、我が国の将来を担う高校生等を対象に、科学や国際社会への関心を深めさせることを目的とし、外国人研究者が高等学校等において、自身の研究活動や母国について英語で講義を行うサイエンス・ダイアログ事業を実施する。

令和2（2020）年度においては、外国人研究者招へい事業が我が国の研究機関の研究環境の国際化にどの程度貢献しているかアンケート調査を実施し、75%程度の肯定的評価を得るとともに、より事業の質を高めるための方策について、引き続き検討する。

(3) 研究者の顕彰・研さん機会の提供

優れた研究能力を有する研究者に対する顕彰や、若手研究者に対する国際的な研さんを積む機会の提供などの取組を行う。

① 研究者の顕彰

(i) 日本学術振興会賞

我が国の学術研究の水準を世界のトップレベルに発展させるため、創造性豊かな優れた研究を進めている若手研究者を見いだし、早い段階から顕彰してその研究意欲を高め、独創的、先駆的な研究を支援する日本学術振興会賞の募集、選考、授賞に係る業務を円滑に実施する。

(ii) 日本学術振興会育志賞

我が国の学術研究の発展への寄与が期待される若手研究者の養成に資するため、優秀な大学院博士課程学生を顕彰する育志賞の募集、選考、授賞に係る業務を円滑に実施する。

(iii) 国際生物学賞

国際生物学賞委員会により運営され、生物学研究に顕著な業績を挙げた研究者を顕彰することにより国際的にも高い評価を受けている国際生物学賞の第36回顕彰に係る事務を行うとともに、第37回顕彰に向けた準備の事務を積極的に実施する。また、国内外に向けて本賞の意義や内容の周知活動に努める。

(iv) 野口英世アフリカ賞

野口英世アフリカ賞の医学研究分野の選考について「野口英世アフリカ賞医学研究分野推薦委員会」の設置に向けた業務を行う等、審査業務を実施する。

② 国際的な研さん機会の提供

国際舞台でグローバルに活躍できる我が国の若手研究者を育成するとともに、我が国と先進諸国やアジア・アフリカ諸国等の若手研究者との相互ネットワーク形成を促していくため、HOPEミーティング、先端科学シンポジウム、リンダウ・ノーベル賞受賞者会議、ノーベル・プライズ・ダイアログ等の国際的なシンポジウム・セミナー等の参加を通して、国際的な研さんを積む機会を提供する。

令和2（2020）年度においては、振興会が実施するシンポジウム等に参加したことによる効果を確認するため、各シンポジウム等においてアンケート調査を実施し、95%程度の肯定的評価を得る。

(4) 研究者のキャリアパスの提示

新たな研究領域に挑戦するような若手研究者が、大学等において安定かつ自立して研究を推進できるような環境を実現するとともに、全国の大学等の研究機関をフィールドとして活躍し得る若手研究者の新たなキャリアパスを提示することを目的とした国の事業である「卓越研究員事業」について、審査及び交付業務を行う。

令和2（2020）年度は、卓越研究員候補者選考委員会において、新たに公募する卓越研究員の審査を行うとともに、研究機関に対する交付業務を行う。

4 大学等の強みを生かした教育研究機能の強化

(1) 世界最高水準の研究拠点の形成促進

高いレベルの研究者を中心とした研究拠点構想を集中的に支援し、優れた研究環境と高い研究水準を誇る「目に見える研究拠点」の形成を目的とした国の助成事業である「世界トップレベル研究拠点プログラム（WPI）」について、国の定めた制度・方針に従い、審査及び評価・進捗管理業務を行うとともに、WPI アカデミーも含めた WPI の価値最大化のための全体戦略を見据えたうえで、当該事業で得られた成果の最大化に向けた活動への支援業務を行う。

令和 2 (2020) 年度は、8 拠点（平成 19 (2007) 年度に採択された 1 拠点、平成 24 (2012) 年度に採択された 3 拠点、平成 29 (2017) 年度に採択された 2 拠点、平成 30 (2018) 年度に採択された 2 拠点）について年次評価を行う。また、平成 29 (2017) 年度に WPI アカデミー拠点の認定を受けた 4 拠点について評価を行う。

審査・評価等の実施に当たって、審査・評価等を行う委員会における国際的な体制を整備するとともに、公正な審査・評価等が行われるよう利益相反への配慮を行う。また、透明性を担保するため、審査・評価等の終了後にはその結果を委員名とともにホームページにおいて公表する。さらに、評価・進捗管理業務を専門的な観点から行うため、プログラムを担当するプログラム・ディレクター、アカデミー・ディレクター及び拠点ごとのプログラム・オフィサー、アカデミー・オフィサー等を配置する。

WPI プログラムの成果の最大化に向けた活動への支援業務として、高校生を始めとした社会の多様な層から WPI プログラム全体が「見える」存在となることを目指し、WPI プログラム及び拠点の活動・成果を発信するための広報・アウトリーチ活動を実施し、国際頭脳循環の更なる加速・拡大に資する取組等を強力に推進する。また、WPI プログラム全体の運営戦略の検討に資するべく、WPI 拠点に係る研究論文の分析指標データを収集・分析する。さらに、WPI プログラムの実施により得られた国際研究拠点形成に係る経験・ノウハウの共有・展開を行う。

(2) 大学教育改革の支援

大学の学部や大学院の教育改革を支援する国の助成事業について、国の定めた制度・方針を踏まえ、専門家による公正な評価体制を整備し、透明性、信頼性、継続性を確保し、適切かつ円滑な運営を図りつつ、情報公開に努める。

令和 2 (2020) 年度は、以下の事業に係る審査・評価等を行う。

① 卓越大学院プログラム

各大学の持つ学術研究・大学院教育における強みを核として、これまでの大学院改革の成果を生かし、国内外の大学・研究機関・民間企業等と組織的な連携を行いつつ、世界最高水準の教育力・研究力を結集した 5 年一貫の博士課程学位プログラムを構築し、あらゆるセクターを牽引する卓越した博士人材を育成することを目的とした国の助成事業である「卓越大学院プログラム」について、委員会を開催し、審査・評価業務を行う。

令和 2 (2020) 年度は、新たに公募する事業の審査を行う。また、これまでに採

択された26件の事業のフォローアップを行う。

② 大学教育再生加速プログラム

高等学校や社会との円滑な接続のもと、入口から出口まで質保証の伴った大学教育を実現するため、先進的な取組を実施する大学等（短大、高専を含む）を支援することを目的とした国の助成事業である「大学教育再生加速プログラム」について、委員会を開催し、評価業務を行う。

令和2（2020）年度は、平成26（2014）年度に採択された46件、平成27（2015）年度に採択された12件及び平成28（2016）年度に採択された19件の事業の事後評価を行う。

③ 地（知）の拠点大学による地方創生推進事業

地方公共団体や企業等と協働して、学生にとって魅力ある就職先の創出をするとともに、その地域が求める人材を養成するために必要な教育カリキュラムの改革を断行する大学の取組を支援することを目的とした国の助成事業である「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」について、委員会を開催し、評価業務を行う。

令和2（2020）年度は、平成27（2015）年度に採択された42件の事業の事後評価を行う。

④ 知識集約型社会を支える人材育成事業

全学的な教学マネジメントの確立を図りつつ、産業界や地域社会等との協働により、今後の社会や学術の新たな変化や展開に対して柔軟に対応しうる能力を有する幅広い教養と深い専門性を両立した人材育成を行えるような、新たなタイプの教育プログラムを構築・実施する大学の取組を支援することで、知識集約型社会を支える人材育成を推進することを目的とした国の助成事業である「知識集約型社会を支える人材育成事業」について、委員会を開催し、審査・評価等業務を行う。

令和2（2020）年度は、新たに公募する事業の審査を行う。

（3）大学のグローバル化の支援

大学のグローバル化を支援する国の助成事業について、国の定めた制度・方針を踏まえ、専門家による公正な評価体制を整備し、透明性、信頼性、継続性を確保し、適切かつ円滑な運営を図りつつ、情報公開に努める。

令和2（2020）年度は、以下の事業に係る審査・評価等を行う。

① 大学の世界展開力強化事業

大学教育のグローバル展開力の強化を図るため、我が国にとって戦略的に重要な国・地域との間で、質保証を伴った学生交流の実施等を推進する国際教育連携やネットワークの形成の取組の支援を目的とした国の助成事業である「大学の世界展開力強化事業」について、委員会を開催し、審査・評価業務を行う。

令和2（2020）年度は、新たに公募する事業の審査を行う。また、平成30（2018）

年度に採択された10件の事業の中間評価、平成27（2015）年度に採択された11件の事業の事後評価を行うとともに、平成28（2016）年度に採択された25件、平成29（2017）年度に採択された11件及び令和元（2019）年度に採択された3件の事業のフォローアップを行う。

② スーパーグローバル大学創成支援事業

世界トップレベルの大学との交流・連携を実現、加速するための人事・教務システムの改革など国際化を徹底して進める大学や、学生のグローバル対応力育成のための体制強化を進める大学を支援し、我が国の高等教育の国際競争力の向上及びグローバル人材の育成を目的とした国の助成事業である「スーパーグローバル大学創成支援事業」について、委員会を開催し、評価業務を行う。

令和2（2020）年度は、平成26（2014）年度に採択された37件の事業の中間評価を行う。

5 強固な国際研究基盤の構築

（1）事業の国際化と戦略的展開

国際的視点に立って国内外の垣根なく事業を推進していくことを目指し、国際統括本部において、各種事業を通じた国際的な活動の動向や、海外関係機関等の動向等を集約・共有する会合を行う等、情報共有を随時行う。また、戦略的かつ機動的に国際的な取組を展開する仕組みを構築し、積極的に事業の国際化に取り組む。

令和2（2020）年度は、前年度に策定した国際的な活動に関する基本的な戦略に基づき、着実に事業を実施していくとともに、必要に応じ、相手国対応機関と、事業の見直しに向けた協議を行う。

また、振興会の業務に係る国際的な取組について、ホームページ上で研究者や国民にとって分かりやすい情報発信を行うとともに、説明会の開催等、積極的な情報発信を行う。

（2）諸外国の学術振興機関との協働

諸外国の学術振興機関とのネットワークを強化・発展させるべく、世界各国の主要な学術振興機関の長によるグローバルリサーチカウンシル（GRC）に引き続き積極的に参画し、各国共通の課題に係る認識を共有するとともに、その課題解決に向けた取組を進める。

また、日中韓によるハイレベルな研究活動促進に向けた議論を行う日中韓学術振興機関長会議（A-HORCs）に積極的に参画し、関係機関との協力を推進するとともに、A-HORCs の合意に基づき北東アジアシンポジウム及び日中韓フォーサイト事業を着実に実施する。

加えて、各国学術振興機関との交流協定等に基づくパートナーシップを形成する。交流協定については、戦略的に重要な諸外国との交流を推進する観点から、引き続き交流状況を検証し、必要性及び予算状況に応じて廃止、改訂又は新規立ち上げを検討する。

(3) 在外研究者コミュニティの形成と協働

振興会事業を終えて帰国した研究者のネットワーク強化を図るため、世界 20 か国において形成された研究者コミュニティ（同窓会）による活動を支援するとともに、海外研究連絡センター等の協力を得ながら、新たに体制が整った研究者コミュニティ（同窓会）の活動を支援する。

また、在外日本人研究者との連携を強化するとともに、日本への滞在経験を持つ諸外国の研究者や、諸外国との研究協力に関心を持つ在外日本人を含む日本人研究者等に向けた情報発信及び登録者間のネットワーク構築・強化を図るために運用しているソーシャル・ネットワーク・サービス（JSPS-Net）の充実を図る。

(4) 海外研究連絡センター等の展開

我が国の研究者や大学等研究機関の国際的なネットワーク形成を支援する拠点としての機能を果たす観点から、学術振興機関との関係構築、セミナー・シンポジウムの開催、我が国の大学の海外展開の支援を行う。また、海外研究連絡センター所在国に渡航中の特別研究員・海外特別研究員を含む日本人研究者に対し、現地でのネットワーク構築に資する情報を提供する。海外の学術動向や高等教育に関する情報収集・調査については、体系的な情報収集及び国内への情報発信の充実を図り、令和 2 (2020) 年度は全センターからの情報を集約し、ホームページにおいて、合わせて年間 840 件程度の情報発信を行う。

我が国の大学等のグローバル化支援においては、海外の学術動向や高等教育に係る情報を大学関係者に提供することに加え、将来的な大学の国際交流を担当する職員の育成を目的として若手職員を対象に「国際協力員」として海外実地研修を行う機会を提供する。

6 総合的な学術情報分析基盤の構築

(1) 情報の一元的な集積・管理体制の構築

事業の枠を超えて情報を総合的に活用することができるよう、振興会の諸事業に係るデータについて、情報セキュリティの確保や個人情報の保護を徹底した上で、業務の状況を勘案しつつ集約・共有及び一元的な管理を進める。

(2) 総合的な学術情報分析の推進

学術情報分析センターにおいて、振興会の諸事業に係る情報を横断的に活用し、各種事業の動向や成果を総合的、長期的に把握・分析するとともに、諸事業の改善・高度化に向けた調査研究を行う。その際、関係機関との連携協力を進める。

分析や調査研究の成果については、学術システム研究センターや諸事業の担当部署に提供・提案することにより諸事業の改善・高度化に向けた検討に資する。また、調査研究の成果をホームページ等において公開し、幅広い層に向けた情報発信を行う。情報発信については 2 件の報告書の他、適時に成果の公表を行う。

(3) 学術動向に関する調査研究

学術システム研究センターにおいて、国内外における学術振興施策の現状や学術研究の動向等に関する調査・研究を実施し、その結果を取りまとめ、振興会事業の企画・立案等に活用する。

国内外における学術振興施策については、学術振興に関する基本的政策、研究助成システム、研究者養成に対する考え方、国際交流の戦略等について、関係機関のホームページや文献、現地調査、海外研究連絡センターにおける収集情報などにより、調査を適宜実施し、情報の収集、分析を行う。

学術研究の動向については、研究者の動向を含め、各種報告書、学術ジャーナル、国内外のシンポジウムへの出席、関連研究者との意見交換等により、調査を適宜実施し、情報の収集、分析を行う。特に、学術システム研究センターの研究員が専門分野に係る学術動向研究を年間 125 件程度実施し、その成果をより適切な審査委員の選考や評価システムの整備等に反映させ、振興会が行う審査・評価業務等の向上に役立てる。

また、これらの成果については、必要に応じて報告書等に取りまとめ、ホームページ等において公表する。

7 横断的事項

(1) 電子申請等の推進

研究者へのサービス向上等を図るため、募集要項・応募様式等の書類は、原則として全ての公募事業においてホームページから入手可能な状態とする。

研究者からの申請書類を電子的に受け付ける「電子申請システム」については、本格運用を開始している公募事業を継続して実施する。

なお、実施に当たっては、文部科学省が開発・運用を行っている府省共通研究開発管理システム（e-Rad）の連携活用を推進し、柔軟に対応する。

また、システムの設計・開発に当たっては、情報セキュリティ・ポリシー及び「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」を含む政府機関における一連の対策を踏まえた情報セキュリティ対策を実施する。システムの基幹部分において必要に応じてアップグレードを行い、セキュリティを確保する。

(i) 科学研究費助成事業

応募手続・審査業務・交付業務について電子申請システムを活用するとともに、制度改善に伴う電子申請システムの見直しを行い、研究者・研究機関の利便性向上を図る。特に、令和 2（2020）年度においては交付内定を電子申請システム上で通知することでペーパーレス化を実施し、業務の簡素化を行う。また、研究実績報告書等における researchmap との連携について、検討を行う。

(ii) 研究者養成事業

申請手続、審査業務について電子申請システムを活用するとともに、制度改善等に伴い電子申請システムの見直しが必要な場合は、随時開発を行うことにより、申請者、審査委員の利便性向上を図る。

(iii) 学術の国際交流事業

既に電子申請システムを用いて申請手続・審査業務を行っている事業は、当該システムを活用する。また、国際共同研究事業のうち、リードエージェンシー方式による申請・審査業務を必要とする事業について、電子申請システムを用いるための改修を行う。

ただし、推薦書等の第三者による認証が必要な調書の提出を伴う事業については、調書の提出以外の申請手続において電子申請システムを活用することとする。

新たに申請・審査業務の電子化を検討する際には、申請数や公募を行う回数等とシステム開発に要する費用を比較し、電子化することの効率性も勘案して導入の是非を判断する。

(2) 情報発信の充実

① 広報と情報発信の強化

振興会の活動及びその成果に係る一層効果的な情報発信の在り方について、引き続き外部有識者の意見も聴取した上で検討を行い、効果的な情報発信に取り組むとともに発信内容の充実を図る。

また、各事業の実施状況等、学術研究に関わる情報について、以下の方法により公開し、積極的な情報発信を行う。

(i) ホームページの活用

公募情報を中心として、振興会の業務内容に関する最新情報をホームページで迅速に提供する。また、コンテンツごとのアクセス動向等を踏まえ、一般国民や研究者のニーズに応える的確かつ見やすい情報提供に努める。引き続き、ウェブアクセシビリティ対応を含むホームページのリニューアルに向けた検討を行う。

(ii) ブローカー等の発行

振興会の事業内容及び成果について分かりやすく編集したブローカーを作成し、電子版にて広く周知するほか、必要に応じて事業ごとにリーフレット等を発行・配布する。また、海外への情報発信に資する広報誌の発行を検討する。

(iii) メールマガジンの発信

インターネットを活用したメールマガジンにより、公募案内や行事予定等の情報提供を行う。

(iv) ソーシャルメディアの活用

多様な媒体による迅速な情報発信を行うため、公募やイベントの情報等について、必要に応じてソーシャル・ネットワーキング・サービスを活用する。

② 成果の社会還元・普及・活用

(i) ひらめき☆ときめきサイエンス

我が国の将来を担う児童・生徒を主な対象として、研究者が科研費による研究について、その中に含まれる科学の興味深さや面白さを分かりやすく発信する「ひらめき☆ときめきサイエンス～ようこそ大学の研究室へ～KAKENHI」の取組を支援する。

(ii) 卓越研究成果公開事業

学術の進展により生じた卓越した研究成果をデータベースにより広く一般に公開することを目的とする「卓越研究成果公開事業」を実施する。

(3) 学術の社会的連携・協力の推進

学界と産業界の第一線の研究者等からのボトムアップによる発意に基づき、自由な研究発表、情報交換を行う場（委員会）を設け、産学協力の橋渡しを行う。

令和2（2020）年度は、以下の取組を行い、学術の社会的連携・協力を推進する。

- ・公募を行い、産学協力総合研究連絡会議による審査を経て、委員会を選定する。
- ・委員会について、規定類の見直しなどを行い、委員会対応業務の効率化を図る。
- ・産学の研究者の要請や研究動向に関し自由に情報・意見交換を行うための委員会活動を支援する。

また、学術関係国際会議の開催のため、指定寄附金による募金、並びに特定公益増進法人としての募金の事務を行う。

(4) 研究公正の推進

研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除するため、各事業の特性に応じ、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を活用するとともに、同システムを通じ、審査結果を他の競争的資金の配分機関に対して迅速に提供する。

研究費の不正使用、不正受給及び研究活動の不正行為を防止するため、必要に応じ、事業毎に各研究機関における不正防止に対する取組の状況等を把握し、指導を行う。

また、各事業に参画する全ての研究者に対して、事業説明会や公募要領への記載等の方法により、研究費の不正使用、不正受給及び研究活動の不正行為については厳格に対応する旨周知とともに、研究倫理教育に関するプログラムの履修を徹底させる。

公正な研究活動を推進するため、既にe ラーニングとしてサービス提供済みの研究者向け及び大学院生向け研究倫理教育教材について、利用者を対象とするアンケートから抽出したニーズを踏まえ、必要に応じて改修を進める。また、上記e ラーニングの有効活用を目的とした反転学習を導入するための研究分野横断的なセミナーを行うほか、国立研究開発法人科学技術振興機構や国立研究開発法人日本医療研究開発機構等と連携し、シンポジウムを開催する。

(5) 業務の点検・評価の推進

独立行政法人通則法第三十二条の規定に基づき、自己点検評価を実施するとともに、学界及び産業界を代表する有識者により構成される外部評価委員会を開催し、管理運営や各事業の実施状況等について外部評価を行う。

評価の結果は、ホームページ等において公表するとともに業務運営の改善に役立てる。

II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 組織の編成及び業務運営

理事長のリーダーシップにより、組織編成と資源配分について機動的・弾力的に運営を行い、業務の効率化を推進する。

業務の増大に対応するため、効率的な組織編成及び業務環境の体制を検討する。

業務の運営に当たっては、日本学術会議や国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人日本医療研究開発機構、独立行政法人日本学生支援機構、大学等との連携・協力関係を構築する。

2 一般管理費等の効率化

効率的な運営の追求及び業務・経費の合理化に努め、運営費交付金を充当して行う事業は、新規に追加されるもの、拡充分は除外した上で、一般管理費（人件費、公租公課、本部建物借料及び特殊経費を除く。）に関しては、中期目標期間中、毎事業年度、対前年度比3%以上、その他の事業費（人件費、本部建物借料及び特殊経費を除く。）については、中期目標期間中、毎事業年度、対前年度比1%以上の業務の効率化を図る。

なお、新規に追加されるものや拡充分は翌年度から効率化を図るものとする。

さらに、毎年の運営費交付金額の算定に向けては、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意する。

また、給与水準については、政府の方針を踏まえ、国家公務員の給与水準を考慮して厳しく検証を行い、適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

3 調達等の合理化

調達案件については原則一般競争によるものとし、随意契約による場合は、透明性を高めるためその理由等を公表する。

また、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、令和2（2020）年度調達等合理化計画を策定し、調達の現状と要因の分析、重点的に取り組む分野の設定、調達に関するガバナンスの徹底等の取組を着実に実施することにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組む。なお、調達等合理化計画の策定及び自己評価結果等については、監事及び外部有識者からなる契約監視委員会を開催することにより契約状況の点検を徹底するとともに、その審議概要をホームページに公開する。

4 業務システムの合理化・効率化

(1) 情報インフラの整備

(i) 業務システムの開発・改善

業務基盤システムと電子申請システムを含めた振興会ネットワーク内の通信について包括的に監視し、セキュリティの強化を図る。

(ii) 情報管理システムの活用推進

振興会内に存在する電子データを管理・監視する方法について、業務への影響などを考慮しながら検討を進める。

(iii) 情報共有化システムの整備

振興会事業全般の情報共有をより一層推進するため、グループウェアを積極的に活用する。また、振興会外の関係者との情報共有に係る時間やコストを削減するため、WEB会議システムの活用を推進する。

(2) 業務運営の配慮事項

業務の効率化、人件費の効率化等の可能性を検討する際、研究者等へのサービスの低下を招かないよう配慮する。

III 予算、収支計画及び資金計画

1 予算

別紙1－1～1－3のとおり

2 収支計画

別紙2－1～2－3のとおり

3 資金計画

別紙3－1～3－3のとおり

IV 短期借入金の限度額

短期借入金の限度額は78億円とする。短期借入が想定される事態としては、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合である。

V 重要な財産の処分等に関する計画

重要な財産等を譲渡、処分する計画はない。

VI 剰余金の使途

振興会の決算において剰余金が発生したときは、広報・情報提供の充実、調査・研究の充実、情報化の促進に充てる。

VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 内部統制の充実・強化

内部統制の推進に関する職員の理解増進のため、初任者に対する研修を実施する。また、理事長の指示が全役職員に伝達される仕組みや、職員から役員に必要な情報が伝達される仕組みを整備・運用し、内部統制の充実・強化を図る。

職員の法令遵守（コンプライアンス）に対する意識向上を図るため、研修等により役職員倫理規定と職員行動規範について役職員に周知する。

さらに、内部監査、監事監査及び会計監査人による法定監査を実施することにより、内部統制の仕組みが適切に運用されているか点検・検証を行い、必要に応じて改善する。

2 情報セキュリティの確保

政府の情報セキュリティ対策における方針を踏まえ、PDCAサイクルの構築及び定着を図るため、情報セキュリティ・ポリシーの遵守状況についての評価を行うとともに、その結果を踏まえ、必要に応じた改善を行う。職員等に対して情報セキュリティに関する意識を高めるために、情報セキュリティ研修、自己点検及び標的型メール攻撃訓練を実施する。

さらに、高度化する情報セキュリティ対策に対応するため、外部の専門家に委託している最高情報セキュリティ責任者（CISO）補佐官の助言を活用しながら業務を進める。

災害・事故等の非常時に、情報システムの停止を原因として業務の遂行ができなくなることを避けるため、情報システムを早期に復旧させ、継続して利用することを目的とした、情報システム運用継続計画に基づき運用する。また、情報システム運用継続計画について、更に実効性の高いものにするための改善を行う。

振興会の保有する個人情報及び特定個人情報等については、日常の取扱いや監査、及び漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合の対応に関する保護管理体制を整備し、実施する。

3 施設・設備に関する計画

施設・設備に関する計画はない。

4 人事に関する計画

（1）人事評定

職員の業務等の勤務評定を実施し、その結果を処遇、人事配置等に適切かつ具体的に反映することで、人材の効果的活用や職員の職務遂行能力・方法の向上を図る。

（2）人事交流

国立大学法人等との人事交流を行い、質の高い人材の確保・育成を図り、適切な人事配置を行う。

（3）職員の研修計画

職員の専門性及び意識の向上を図るため、研修を実施する。また、資質の向上を図るため、外部で実施される研修に職員を参加させる。

主な研修：

- ① 新任職員語学研修
- ② 海外の機関での研修
- ③ 情報セキュリティ研修

- ④ コンプライアンス研修
- ⑤ スキルアップ研修
- ⑥ 放送大学科目の履修
- ⑦ 会計研修

5 中期目標期間を超える債務負担

中期目標期間中の事業を効率的に実施するために、次期中期目標期間にわたって債務負担を行うことがある。

令和2年度(2020年度) 予算(総括表)

(単位:百万円)

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和2年度(2020年度)予算(一般勘定)

区分		総合的事項	世界レベルの多様な知の創造	大学等の強みを生かした教育研究機能の強化	強固な国際研究基盤の構築	総合的な学術情報分析基盤の構築	横断的事項	法人共通	金額
収入	運営費交付金 国庫補助金収入 科学研究費補助金 研究拠点形成費等補助金 大学改革推進等補助金 国際化拠点整備事業費補助金 科学技術人材育成費補助金 国際研究拠点形成促進事業費補助金 事業収入 寄附金事業収入 産学協力事業収入 受託事業収入 計	305 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 305	2,708 139,326 139,326 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 142,051	21,986 1,546 0 100 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 23,563	437 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 342	384 100 100 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 729	391 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 391	26,567 141,673 139,426 100 89 61 1,546 451 38 36 227 8 168,550	26,567 141,673 139,426 100 89 61 1,546 451 38 36 227 8 168,550
支出	一般管理費 うち 人件費 物件費 事業費 うち 人件費 物件費 科学研究費補助事業費 研究拠点形成費等補助事業費 大学改革推進等補助事業費 国際化拠点整備事業費補助事業費 科学技術人材育成費補助事業費 国際研究拠点形成促進事業費補助事業費 寄附金事業費 産学協力事業費 受託事業費 計	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 305	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 23,563	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	391 231 160 0 77 307 100 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	391 231 160 26,213 512 25,701 139,426 100 0 0 0 0 0 0 0 0	391 231 160 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	391 231 160 26,213 512 25,701 139,426 100 0 0 0 0 0 0 0 0
		305	23,563	342	717	391	717	391	391

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和2年度(2020年度) 予算(学術研究助成業務勘定)

区分		総合的事項	世界レベルの多様な知の創造	知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成	大学等の強みを生かした教育研究機関の強化	強国な国際研究基盤の構築	総合的な学術情報分析基盤の構築	横断的事項	法人共通	金額
収入	分									
国庫補助金収入		0	0	0	0	0	0	0	0	0
学術研究助成基金補助金		0	97,924	0	0	0	0	0	0	97,924
事業収入		0	15	0	0	0	0	0	0	15
計		0	97,939	0	0	0	0	0	0	97,939
支出										
一般管理費		0	509	0	0	0	0	0	0	509
うち 人件費		0	97	0	0	0	0	0	0	97
物件費		0	412	0	0	0	0	0	0	412
学術研究助成事業費		0	100,619	0	0	0	0	0	0	100,619
計		0	101,128	0	0	0	0	0	0	101,128

※各欄預算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。
※基金補助金収入に対する支出は複数年度にわたり行われるため、年度予算の取扱いは一致しない。

令和2年度(2020年度) 収支計画(総括表)

(単位:百万円)

区分	分	総合的事項	世界レベルの多様な 知の創造	知の開拓に挑戦する 次世代の研究者の養成	大学等の強みを生かし た教育研究機能の強化	強固な国際研究 基盤の構築	総合的な学術情報分析 基盤の構築	横断的的事項	法人共通	金額
費用の部										
経常費用										
業務経費			307	243,744	23,726	717	457	748	423	270,466
科学研究費補助事業費			305	2,725	21,999	16	442	384	0	26,213
研究拠点形成費等補助事業費			0	139,326	0	0	0	100	0	139,426
大学改革推進等補助事業費			0	0	0	100	0	0	0	100
国際化拠点整備事業費補助事業費			0	0	0	89	0	0	0	89
科学技術人材育成費補助事業費			0	1,546	0	61	0	0	0	61
国際研究拠点形成促進事業費補助事業費			0	0	451	0	0	0	0	1,546
学術研究助成事業費			0	100,619	0	0	0	0	0	451
寄附金事業費			0	0	18	0	0	27	0	100,619
産学協力事業費			0	0	0	0	0	227	0	45
受託事業費			0	0	0	0	0	0	0	227
一般管理費			0	509	0	8	0	0	0	8
減価償却費			1	566	163	0	0	0	0	900
学術研究助成事業費			1	163	0	7	2	10	0	781
寄附金事業費			1	163	0	0	0	0	0	32
収益の部										
経常収益										
運営費交付金収益			307	243,744	23,726	717	457	748	423	270,466
科学研究費補助金収益			305	2,708	21,986	16	437	384	391	26,567
研究拠点形成費等補助金収益			0	139,326	0	0	0	100	0	139,426
大学改革推進等補助金収益			0	0	0	100	0	0	0	100
国際化拠点整備事業費補助金収益			0	0	89	0	0	0	0	89
科学技術人材育成費補助金収益			0	1,546	0	61	0	0	0	61
国際研究拠点形成促進事業費補助金収益			0	0	451	0	0	0	0	1,546
学術研究助成基金補助金収益			0	101,112	0	0	0	0	0	451
業務収益			0	0	32	13	0	2	0	101,112
寄附金事業収益			0	0	0	0	0	27	0	53
産学協力事業収益			0	0	0	0	0	227	0	45
受託事業収益			0	0	0	0	0	0	0	227
資産見返債戻入			1	566	163	0	0	0	0	8
純損失			0	0	0	7	2	10	0	781
総利益			0	0	0	0	0	0	0	0

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和2年度(2020年度) 収支計画(一般勘定)

(単位:百万円)

区分	分	総合的事項	世界レベルの多様な 知の創造	知の開拓に挑戦する 次世代の研究者の養成	大学等の強みを生かし た教育研究機能の強化	強固な国際研究 基盤の構築	総合的な学術情報分析 基盤の構築	横断的事項	法人共通	金額
費用の部										
経常費用										
業務経費			307	142,552	23,726	717	457	748	423	169,274
科学研究費補助事業費			305	2,725	21,999	16	442	384	0	26,213
研究拠点形成費等補助事業費			0	139,326	0	0	0	100	0	139,426
大学改革推進等補助事業費			0	0	0	0	0	0	0	100
国際化拠点整備事業費補助事業費			0	0	0	89	0	0	0	89
科学技術人材育成費補助事業費			0	1,546	0	61	0	0	0	61
国際研究拠点形成促進事業費補助事業費			0	0	0	451	0	0	0	1,546
寄附金事業費			0	0	0	0	0	0	0	451
産学協力事業費			0	0	0	18	0	0	0	45
受託事業費			0	0	0	0	0	27	0	227
一般管理費			0	0	0	0	0	0	0	8
減価償却費			1	501	163	7	2	10	391	391
										716
収益の部										
経常収益			307	142,552	23,726	717	457	748	423	169,274
運営費交付金収益			305	2,708	21,986	16	437	384	391	26,567
科学研究費補助金収益			0	139,326	0	0	0	100	0	139,426
研究拠点形成費等補助金収益			0	0	0	0	0	0	0	100
大学改革推進等補助金収益			0	0	0	89	0	0	0	89
国際化拠点整備事業費補助金収益			0	0	0	61	0	0	0	61
科学技術人材育成費補助金収益			0	1,546	0	451	0	0	0	1,546
国際研究拠点形成促進事業費補助金収益			0	0	0	0	0	0	0	451
業務収益			0	0	0	17	13	0	0	38
寄附金事業収益			0	0	0	18	0	27	0	45
産学協力事業収益			0	0	0	0	0	227	0	227
受託事業収益			1	501	163	7	2	0	0	8
資産見返負債戻入			0	0	0	10	0	32	0	716
純損失			0	0	0	0	0	0	0	0
総利益			0	0	0	0	0	0	0	0

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和2年度(2020年度) 収支計画(学術研究助成業務勘定)

		合計				(単位:百万円)				
		総合的事項	世界レベルの多様な知の創造	知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成	大学等の強みを生かした教育研究機能の強化	強固な国際研究基盤の構築	総合的な学術情報分析基盤の構築	横断的事項	法人共通	金額
費用の部	分									
費用の部	経常費用									
費用の部	学術研究助成事業費	0	101,192	0	0	0	0	0	0	101,192
費用の部	一般管理費	0	100,619	0	0	0	0	0	0	100,619
費用の部	減価償却費	0	509	0	0	0	0	0	0	509
費用の部			65	0	0	0	0	0	0	65
収益の部	経常収益									
収益の部	学術研究助成基金補助金収益	0	101,192	0	0	0	0	0	0	101,192
収益の部	業務収益	0	101,112	0	0	0	0	0	0	101,112
収益の部	資産見返負債戻入	0	15	0	0	0	0	0	0	15
収益の部			65	0	0	0	0	0	0	65
純利益		0	0	0	0	0	0	0	0	0
純利益	総利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※各欄預算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和2年度(2020年度) 資金計画(総括表)

(別紙3-1)

(単位:百万円)

区分	分	総合的事項	世界レベルの多様な 知の創造	知の開拓に挑戦する 次世代の研究者の養成	大学等の強みを生かし た教育研究機関の強化	強固な国際研究 基盤の構築	総合的な学術情報分析 基盤の構築	横断的事項	法人共通	金額
資金支出										270,073
業務活動による支出		306	243,505	23,617	719	451	343	740	392	86,426
次期繰越金	23	84,332	1,833	3	25	23	157	30		
資金収入										266,489
業務活動による収入		305	240,005	23,556	718	445	340	730	391	26,567
運営費交付金による収入	305	2,708	21,986	16	437	340	384	100	0	139,426
科学研究費補助金による収入	0	139,326	0	0	0	0	0	0	0	100
研究拠点形成費等補助金による収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	89
大学改革推進等補助金による収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	61
国際化拠点整備事業費補助金による収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,546
科学技術人材育成費補助金による収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	451
国際研究拠点形成促進事業費補助金による収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	97,924
学術研究助成基金補助金による収入	0	97,924	0	0	0	0	0	0	0	36
寄附金事業による収入	0	0	18	0	0	0	18	0	0	227
産学協力事業による収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8
受託事業による収入	0	0	0	8	0	0	0	0	0	53
その他の収入	0	47	5	5	32	26	167	31	0	90,010
前期繰越金	24	87,832	1,895							

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和2年度(2020年度) 資金計画(一般勘定)

(単位:百万円)

区分	分	総合的事項	世界レベルの多様な 知の創造	知の開拓に挑戦する 次世代の研究者の養成	大学等の強みを生かし た教育研究機能の強化	強固な国際研究 基盤の構築	総合的な学術情報分析 基盤の構築	横断的事項	法人共通	金額
資金支出										168,944
業務活動による支出		306	142,376	23,617	719	451	343	740	392	168,944
次期繰越金	23	52	1,833	3	25	23	157	30	30	2,146
資金収入										168,550
業務活動による収入		305	142,066	23,556	718	445	340	730	391	168,550
運営費交付金による収入		305	2,708	21,986	16	437	340	384	391	26,567
科学研究費補助金による収入	0	139,326	0	0	0	0	0	100	0	139,426
研究拠点形成費等補助金による収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100
大学改革推進等補助金による収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	89
国際化拠点整備事業費補助金による収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	61
科学技術人材育成費補助金による収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,546
国際研究拠点形成促進事業費補助金による収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	451
寄附金事業による収入	0	0	18	0	0	0	18	0	0	36
産学協力事業による収入	0	0	0	0	0	0	0	227	0	227
受託事業による収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8
その他の収入	0	32	363	1,895	5	32	26	167	31	38
前期繰越金	24									2,540

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和2年度(2020年度) 資金計画(学術研究助成業務勘定)

(別紙3-3)

区分		総合的事項	世界レベルの多様な知の創造	知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成	大学等の強みを生かした教育研究機能の強化	強固な国際研究基盤の構築	総合的な学術情報分析基盤の構築	横断的事項	法人共通	金額
資金支出										
業務活動による支出		0	101,129	0	0	0	0	0	0	101,129
次期繰越金		0	84,280	0	0	0	0	0	0	84,280
資金収入										
業務活動による収入		0	97,939	0	0	0	0	0	0	97,939
学術研究助成基金補助金による収入		0	97,924	0	0	0	0	0	0	97,924
その他の収入		0	15	0	0	0	0	0	0	15
前期繰越金		0	87,469	0	0	0	0	0	0	87,469
※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。										